

函館市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項、第5項および第7項に規定する監査を次のとおり実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年5月12日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 板倉 一 幸

函館市監査委員 藤井 辰 吉

1 定期監査

対象部局 財務部，競輪事業部，市民部，観光部

2 随時監査（工事監査）

対象工事 都市計画道路3・4・110号中道四稜郭通舗装道新
設工事（擁壁工）

3 行政監査

テーマ プロポーザル方式による契約について

4 財政援助団体等監査

対象団体 一般社団法人函館国際観光コンベンション協会

監 査 報 告 書

令和 2 年 (2020 年) 6 月

函 館 市 監 査 委 員

目 次

I	監査の対象部局等	1
II	監査の結果	2
1	定期監査	
	(1) 財務部	3
	(2) 競輪事業部	5
	(3) 市民部	7
	(4) 観光部	9
2	随時監査（工事監査）	
	(1) 都市計画道路 3・4・110 号中道四稜郭通舗装道新設工事 （擁壁工）	11
3	行政監査	
	(1) プロポーザル方式による契約について	13
4	財政援助団体等監査	
	(1) 公の施設の指定管理者監査 一般社団法人函館国際観光コンベンション協会	32

I 監査の対象部局等

1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
財務部	平成31年(2019年)4月1日から 令和元年(2019年)9月30日まで	令和元年(2019年)11月5日から 令和2年(2020年)3月25日まで
競輪事業部	平成31年(2019年)4月1日から 令和元年(2019年)9月30日まで	令和元年(2019年)11月12日から 令和2年(2020年)3月25日まで
市民部	平成31年(2019年)4月1日から 令和元年(2019年)9月30日まで	令和元年(2019年)11月12日から 令和2年(2020年)3月25日まで
観光部	平成31年(2019年)4月1日から 令和元年(2019年)9月30日まで	令和元年(2019年)11月5日から 令和2年(2020年)3月25日まで

2 随時監査（工事監査）

対象工事	監査の実施期間
都市計画道路3・4・110号中道 四稜郭通舗装道新設工事（擁壁工）	令和元年(2019年)11月14日から 令和2年(2020年)2月25日まで

※ 所管部局：土木部

3 行政監査

テーマ	監査の対象期間	監査の実施期間
プロポーザル方式による契約について	平成29年度(2017年度) 平成30年度(2018年度)	令和元年(2019年)7月25日から 令和2年(2020年)3月25日まで

※ 対象部局：監査対象の事務を所管する全部局および契約事務を統括する部局

4 財政援助団体等監査

(1) 公の施設の指定管理者監査（函館市旧イギリス領事館（開港記念館））

対象団体	監査の対象期間	監査の実施期間
一般社団法人函館国際観光コンベンション協会	平成30年度(2018年度)	令和元年(2019年)11月5日から 令和2年(2020年)3月25日まで

※ 施設所管部局：観光部

II 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおり。

なお、監査の実施に当たって準拠した改訂前の都市監査基準第20条第1項各号に規定する監査等の着眼点等については同報告書に記載のとおりである。

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

財務部

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）9月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和元年11月5日から令和2年（2020年）3月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分，年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員，企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され，遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 収入事務（土地売払収入）

ア 調定額の算定は適正か。また，計算誤りはないか。

イ 調定，減免，納入通知等の手続は適正か。

ウ 滞納状況の把握，記録および督促手続等は適切に行われているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

競輪事業部

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）9月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和元年11月12日から令和2年（2020年）3月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分，年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員，企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され，遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に執行されていた。

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

市民部

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）9月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和元年11月12日から令和2年（2020年）3月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分，年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員，企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され，遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（交通安全対策費（うち補助金））

ア 違法，不当または不経済な支出はないか。

イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。

ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。

エ 支払時期は適正か。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

観光部

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）9月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和元年11月5日から令和2年（2020年）3月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分，年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(3) 収入事務（駐車場使用料）

- ア 調定額の算定は適正か。また，計算誤りはないか。
- イ 調定，減免，納入通知等の手続は適正か。

ウ 滞納状況の把握，記録および督促手続等は適切に行われているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり検討の余地があると思われた点があった。

(1) 意見

ア 収入事務（駐車場使用料）

元町観光駐車場（立体式）のうち2階部分は，不特定多数の者が使用できる時間貸駐車場とするため，駐車場法（昭和32年法律第106号）第11条に定める技術的基準に適合する範囲で，使用できる台数を39台として供用していたが，平成20年4月に月ぎめ駐車場として供用開始したことにより，これまで駐車場として使用していなかった10台分のスペースも使用できるようになったところ，引き続き39台分を供用している。

過去の実績を鑑みると，月ぎめ駐車場のニーズは高いと思料することから，自主財源の確保に向け，供用台数を見直すなど，施設の有効活用および効率的な運用を検討されたい。

令和元年度（2019年度）随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

- (1) 工事名 都市計画道路3・4・110号中道四稜郭通舗装道新設工事（擁壁工）
- (2) 工事担当部局 土木部
- (3) 予算主管部局 土木部
- (4) 契約担当部局 土木部

2 監査の期間

令和元年（2019年）11月14日から令和2年（2020年）2月25日まで

3 監査の実施内容

監査にあたっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿、設計図書等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現場調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

工事技術面の調査については、協同組合総合技術士連合へ委託し、令和元年11月14日・15日に実施した。

なお、上記対象工事の各段階における主な着眼点は次のとおり。

(1) 設計

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 仕様書、図面および設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

(2) 積算

ア 歩掛および単価は適正か。

イ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

(3) 契約

- ア 契約の方法および手続は適正か。
- イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

(4) 施工

- ア 工事施工計画は適正か。
- イ 設計図書どおり施工されているか。
- ウ 工程管理および品質管理は適正に行われているか。

4 工事の概要

- | | | | |
|--------------|------------------------------|--------|--------------------|
| (1) 工事場所 | 函館市神山3丁目16番～神山町地先 | | |
| (2) 工事内容 | 擁壁工 | 82.7 m | |
| | 舗装工（副道） | 36.0 m | 180 m ² |
| | 道路土工，排水構造物工，
構造物撤去工，仮設工 | | 1 式 |
| (3) 請負金額（税込） | 89,100,000円 | | |
| (4) 請負者 | 株式会社菅原組 | | |
| (5) 工期 | 令和元年5月29日から令和元年12月25日
日まで | | |

5 監査の結果

監査の対象とした工事は，監査した限りにおいて，適正に執行されていた。

令和元年度（2019年度）行政監査結果報告書

1 監査のテーマ

プロポーザル方式による契約について

2 監査の目的

近年、高度な創造性および専門的な技術や経験を必要とする業務について、価格競争によらず、複数の事業者から企画または技術提案を求め、最も優れた者と契約を締結するプロポーザル方式が多く見受けられるようになった。

当該方式は、随意契約の一手法として行われているが、地方自治法（昭和22年法律第67号）では、契約は価格競争による一般競争入札が原則であり、随意契約によることができる場合は、例外的なものとして制限されていることから、その実施にあたっては適正な運用が求められるところである。

このことから、本市のプロポーザル方式による契約について、その状況を把握・検証し、今後の適正な契約事務に資することを目的として監査を実施した。

3 監査の対象

平成29年度（2017年度）および平成30年度（2018年度）に締結した契約のうち、プロポーザル方式により相手方を選定した業務委託契約に係る事務を対象とした。

4 監査の対象部局

監査対象の事務を所管する全部局および契約事務を統括する部局

5 監査の実施期間

令和元年7月25日から令和2年3月25日まで

6 監査の実施内容

監査にあたっては、対象部局に対し調査票の提出を求めるとともに、都市監査基準に基づき、関係書類の検査を実施したほか、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査における主な着眼点は次のとおり。

- (1) プロポーザル方式を採用した根拠および理由は明確か。
- (2) 事業者の選定について、透明性、公正性、競争性は確保されているか。
- (3) 契約に係る事務手続きは適正か。
- (4) 契約にあたり事業者の提案を活用しているか。

7 監査の結果

- (1) プロポーザル方式による契約の概要について

ア 部局別件数および契約金額の状況

(単位：件，%，円)

部局名	件数	契約金額	
		構成比率	構成比率
企画部	1	2.8	9,587,160
財務部	2	5.6	2,401,920
保健福祉部	1	2.8	11,092,680
環境部	2	5.6	570,508,396
経済部	6	16.7	16,538,368
観光部	12	33.3	61,483,920
土木部	1	2.8	46,582,610
都市建設部	2	5.6	47,412,000
港湾空港部	1	2.8	36,244,800
教育委員会事務局	4	11.1	28,468,004
企業局	2	5.6	11,746,360,000
病院局	2	5.6	1,258,740,000
合計	36	100.0	13,835,419,858

※ 構成比率については、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計値が一致しない場合がある。(以下文中および各表中において同じ。)

※ 合計契約金額は単価契約を除く

契約金額の合計は36件、13,835,419,858円であり、件数で最も多いのは観光部の12件（33.3%）、続いて経済部の6件（16.7%）となっている。

契約金額で最も多いのは企業局の11,746,360,000円（84.9%）、続いて病院局の1,258,740,000円（9.1%）となっている。

なお、各部局で所管する契約については、19ページの別表のと

おりである。

イ 契約金額区分別の状況

(単位：件，%)

区分	件数	
	件数	構成比率
500万円未満	18	50.0
500万円以上 1,000万円未満	5	13.9
1,000万円以上 1,500万円未満	4	11.1
1,500万円以上 2,000万円未満	0	—
2,000万円以上 5,000万円未満	3	8.3
5,000万円以上 1億円未満	1	2.8
1億円以上	4	11.1
その他(単価契約)	1	2.8
合計	36	100.0

契約金額区分別で最も件数が多いのは500万円未満の18件（50.0%）、続いて500万円以上1,000万円未満の5件（13.9%）となっている。

(2) プロポーザル方式を採用した根拠および理由について

ア 採用の意思決定方法

【意思決定方法】 (単位：件，%) 【決裁区分】 (単位：件，%)

【意思決定方法】 (単位：件，%)			【決裁区分】 (単位：件，%)		
区分	件数	構成比率	区分	件数	構成比率
起案書の決裁による	36	100.0	市長決裁	1	2.8
特になし	0	—	所管部長決裁	31	86.1
合計	36	100.0	教育長決裁	1	2.8
			企業局長決裁	2	5.6
			病院局長決裁	1	2.8
			合計	36	100.0

採用の意思決定については、すべての契約において起案書の決裁により行われており、その決裁区分で最も多いのは所管部長決裁の31件（86.1%）となっている。また、その意思決定については、募集要項等の策定時に行われているものが大半であった。

イ 採用理由

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため	12	33.3
事業者から自由な提案を求めた方が優れた成果が期待できるため	2	5.6
記載なし	22	61.1
合計	36	100.0

採用理由で最も多いのは「高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため」の12件（33.3%）、続いて「記載な

し」の22件（61.1%）となっている。また、採用理由が記載されているものでも、具体的な理由を明確にしているものは少なかった。

(3) 事業者の選定について

ア 事業者の募集および周知

(ア) 募集方法

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
公募型	33	91.7
指名型	3	8.3
合計	36	100.0

募集方法については、公募型が33件（91.7%）、指名型が3件（8.3%）となっている。

(イ) 公募型における周知方法

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
ホームページへの掲載	33	100.0
報道機関への情報提供	9	27.3
庁舎掲示板への掲示	5	15.2
その他	3	9.1

※ 複数回答あり

公募型における周知方法で最も多いのはホームページへの掲載によるもの33件（100.0%）、続いて報道機関への情報提供によるもの9件（27.3%）となっている。なお、その他の3件（9.1%）は、市内の関連業者あてにFAXしたものが2件、本市の競争入札資格参加者名簿に登録されている業者へ案内したものが1件であった。また、約半数の契約がホームページへの掲載のみによる周知となっていた。

(ウ) 募集日数区分別の状況

(単位：件，%)

区分	公募型		指名型		合計	
	件数	構成比率	件数	構成比率	件数	構成比率
7日未満	1	3.0			1	2.8
7日以上 14日未満	6	18.2			6	16.7
14日以上 21日未満	7	21.2			7	19.4
21日以上 28日未満	12	36.4	2	66.7	14	38.9
28日以上	7	21.2	1	33.3	8	22.2
合計	33	100.0	3	100.0	36	100.0

※ 募集日数は募集要項等の公開日（説明会を開催している場合はその開催日）から提案書の提出締切日までとしている。

募集日数区分別で最も多いのは、21日以上28日未満の14件（38.9%）、続いて28日以上の8件（22.2%）となっている。

(エ) 参加事業者数

(単位：件，%)

区分	公募型		指名型		合計	
	件数	構成比率	件数	構成比率	件数	構成比率
1者	13	39.4	1	33.3	14	38.9
2者	8	24.2			8	22.2
3者	6	18.2	2	66.7	8	22.2
4者	1	3.0			1	2.8
5者以上	5	15.2			5	13.9
合計	33	100.0	3	100.0	36	100.0

参加事業者数で最も多いのは、1者の14件（38.9%）、続いて2者の8件（22.2%）となっている。公募型においては、参加事業者数が1者のものが13件あったが、その要因を分析しているものは少なかった。なお、指名型においては、参加事業者数が1者のものは1件であるが、これは、当初は3者を指名したものの、そのうち2者が辞退したというものであった。

(オ) 提案限度額の提示

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
提示している	34	94.4
提示していない	2	5.6
合計	36	100.0

提案限度額については、提示しているものが34件（94.4%）、提示していないものが2件（5.6%）となっている。

(カ) 説明会の開催

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
開催している	6	16.7
開催していない	30	83.3
合計	36	100.0

説明会については、開催しているものが6件（16.7%）、開催していないものが30件（83.3%）となっている。

(キ) 質問の受付

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
受付している	36	100.0
受付していない	0	—
合計	36	100.0

質問については、すべての契約において受付けされていた。

(ク) 質問を受付けた場合の回答方法

(単位：件、%)

区分	件数	構成比率
ホームページへの掲載	32	88.9
提案者への電子メール等	10	27.8
事務局での閲覧	1	2.8

※ 複数回答あり

質問を受付けた場合の回答方法で最も多いのは、ホームページへの掲載の32件（88.9%）、続いて提案者への電子メール等の10件（27.8%）となっている。

イ 評価基準

(ア) 評価基準の設定

(単位：件、%)

区分	件数	構成比率
設定している	36	100.0
設定していない	0	—
合計	36	100.0

評価基準については、すべての契約において設定されており、所管部局において、募集要項等の策定と同時に行われているものが大半であった。

(イ) 提案価格の評価

(単位：件、%)

区分	件数	構成比率
評価している	27	75.0
評価していない	9	25.0
合計	36	100.0

提案価格については、評価しているものが27件（75.0%）、評価していないものが9件（25.0%）となっている。また、提案価格を評価しているものについては、価格そのものを評価しているもの、価格の妥当性を評価しているものに大別され、その評価方法は、選定委員の裁量によるもの、算式によるものなど様々であったほか、企画提案書の評価にあたっては、価格点と非価格要素点の合計により総合評価点を算出する加算方式を採用していた。なお、総合評価点に対する価格点の割合は5%から30%の範囲で設定されており、10%のものが7割程度で最も多かった。

(ウ) 最低基準点の設定

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
設定している	20	55.6
設定していない	16	44.4
合計	36	100.0

最低基準点については、設定しているものが20件（55.6%）、設定していないものが16件（44.4%）となっている。

(エ) 評価基準の公表

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
事前公表	34	94.4
事後公表	0	—
非公表	2	5.6
合計	36	100.0

評価基準の公表で最も多いのは、事前公表の34件（94.4%）、続いて非公表の2件（5.6%）となっている。

ウ 選定委員会

(ア) 選定委員会の設置

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
設置している	36	100.0
設置していない	0	—
合計	36	100.0

選定委員会については、すべての契約において設置されていた。

(イ) 審議事項

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
候補者の選定に関する事	31	86.1
提案書の審査に関する事	9	25.0
評価基準に関する事	5	13.9
その他	2	5.6

※ 複数回答あり

審議事項で最も多いのは候補者の選定に関することの31件（86.1%）、続いて提案書の審査に関することの9件（25.0%）となっている。なお、その他の2件（5.6%）については、提案者の資格要件および業者指名に関することであった。

(ウ) 審議事項を規定しているもの

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
設置要綱	21	58.3
審査要領	6	16.7
規定しているものがない	9	25.0
合計	36	100.0

審議事項を規定しているもので最も多いのは設置要綱の21件（58.3%），規定しているものがない9件（25.0%）となっている。

(エ) 委員構成

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
市職員のみ	4	11.1
外部委員を含む	32	88.9
合計	36	100.0

委員構成については，市職員のみのもものが4件（11.1%），外部委員を含むものが32件（88.9%）となっている。

(オ) 外部委員の選任

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
学識経験者	19	59.4
その他	14	43.8
実務経験者	11	34.4
市民代表	1	3.1

※ 複数回答あり

選任された外部委員で最も多いのは学識経験者の19件（59.4%），続いてその他の14件（43.8%）となっており，関連業界関係者や民間有識者などが選任されていた。

(カ) 委員名の公表

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
事前公表	3	8.3
事後公表	2	5.6
非公表	31	86.1
合計	36	100.0

委員名の公表で最も多いのは非公表の31件（86.1%），続いて事前公表の3件（8.3%）となっている。

エ 選定手続き

(ア) 審査回数

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
1回	31	86.1
2回	3	8.3
3回	2	5.6
合計	36	100.0

審査回数で最も多いのは1回の31件（86.1%），続いて2回の3件（8.3%）となっている。

(イ) 審査内容

(単位：件，%)

区分	1回		2回		3回		合計	
	件数	構成比率	件数	構成比率	件数	構成比率	件数	構成比率
書類審査のみ	12	38.7	0	—	0	—	12	33.3
書類審査・プレゼンテーション審査	19	61.3	2	66.7	0	—	21	58.3
参加資格審査・プレゼンテーション審査	0	—	1	33.3	0	—	1	2.8
参加資格審査・書類審査・プレゼンテーション審査	0	—	0	—	2	100	2	5.6
合計	31	100.0	3	100.0	2	100.0	36	100.0

※ プレゼンテーション審査にはヒアリング審査を含む

審査内容で最も多いのは書類審査・プレゼンテーション審査21件（58.3%）で，続いて書類審査のみの12件（33.3%）となっている。なお，参加資格審査を実施した3件については，契約金額が5億円以上のものであった。

(ウ) 提案者名の取扱い

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
提案者名を伏せて選定	13	36.1
提案者名を明らかにして選定	23	63.9
合計	36	100.0

提案者名の取扱いについては，提案者名を伏せて選定したものが13件（36.1%），提案者名を明らかにして選定したものが23件（63.9%）となっている。

(エ) 選定結果の通知

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
提案者全員に通知	36	100.0
選定された候補者のみに通知	0	—
合計	36	100.0

選定結果については，すべての契約において提案者全員に通

知されていた。

(カ) 選定結果の公表

(単位：件、%)

区分	件数	構成比率
公表している	31	86.1
公表していない	5	13.9
合計	36	100.0

選定結果については、公表しているものが31件（86.1%）、公表していないものが5件（13.9%）となっている。

(4) 契約に係る事務手続きについて

ア 特命随意契約理由書の作成

(単位：件、%)

区分	件数	構成比率
作成している	34	94.4
作成していない	2	5.6
合計	36	100.0

「函館市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン（平成21年3月25日制定）」に基づく特命随意契約理由書の作成については、作成しているものが34件（94.4%）、作成していないものが2件（5.6%）となっている。

イ 予定価格の設定（委託料の積算）

(単位：件、%)

区分	件数	構成比率
設定している	18	50.0
設定していない	18	50.0
合計	36	100.0

予定価格については、設定しているものが18件（50.0%）、設定していないものが18件（50.0%）となっている。

ウ 見積書の徴取

(単位：件、%)

区分	件数	構成比率
徴取している	18	50.0
徴取していない	18	50.0
合計	36	100.0

見積書については、徴取しているものが18件（50.0%）、徴取していないものが18件（50.0%）となっている。

(5) 仕様書等への提案内容の反映について

(単位：件，%)

区分	件数	構成比率
反映している	11	30.6
反映していない	25	69.4
合計	36	100.0

仕様書等への提案内容の反映については、反映しているものが11件(30.6%)、反映していないものが25件(69.4%)となっている。

8 監査意見

(1) 個別に改善または検討を要する事項

ア 契約方法の見直しについて

毎年度、プロポーザル方式により契約しているものについて、これまでの業務実績によりノウハウが蓄積されていることや、現在では提案要素が乏しくなっていることなどにより、所管部局において仕様を確定することが可能となっていると思われるものがあつた。

また、その中には、応募者が一者の状況が数年続いているものもあり、仮に当該業務を受託できる事業者が一者しかいないことが確認できる場合には、プロポーザルによらない随意契約で実施することも検討する余地があると考えられるものもあつたことから、これらを踏まえたうえで、契約方法の見直しを検討されたい。(観光部，教育委員会事務局)

イ プロポーザル方式採用決定に係る仕組みの構築について

プロポーザル方式採用の決定にあたっては、募集要項等の策定時に所管部局で行われているものが大半であつたが、プロポーザル方式を採用する具体的な理由を明確に記載していたものは少ない状況であつた。

しかしながら、当該方式採用の決定をすることは、競争入札の例外として限定的に認められている随意契約によることを決定することとなるため、その時点において、当該契約が随意契約によるべき合理的な理由が必要であるとともに、その理由の妥当性を

適正に判断しなければならないことから、プロポーザル方式採用の決定にあたっては、適切なチェック機能が働く仕組み作りを検討されたい。（財務部）

ウ 統一的な事務マニュアル等の策定について

プロポーザル方式の実施に係る事務手続きにおいて、統一された運用がなされていない状況が見受けられたが、これは、共通する事務マニュアル等が存在せず、所管部局がそれぞれの先行事例にならって運用してきたことが原因のひとつであると推測される。

しかしながら、プロポーザル方式の実施にあたっては、随意契約の一手法として適正な契約事務を執行することはもとより、手続きの公正性および透明性等が十分に確保されていることが重要であると考えることから、統一的な事務マニュアル等の策定について検討されたい。（財務部）

(2) 総括意見

今回の行政監査の対象としたプロポーザル方式による契約については、近年の複雑化・多様化する行政需要に応じて、高度な専門性や技術力等を必要とする行政運営が求められる中、民間事業者の能力を活かす当該方式の有用性はこれからも高まるものと考えられる。

しかしながら、その実施にあたっては、価格による競争入札で決定する方式と異なり、審査によって決定されることから、当該方式の採用決定や候補者の選定に係る手続きの公正性、透明性および客観性等の確保が重要であることを十分に認識しておく必要がある。

今後においては、このたびの監査の結果を踏まえ、プロポーザル方式の意義や手続きについての理解が全庁的に深まることで、適正な契約事務や当該方式のメリットを十分に活かしたより効果的、効率的な事業が執行されることを望むものである。

以下、全体的な課題として、次のとおり意見を述べる。

所管部局においては、これらに留意のうえ、今後のプロポーザルの実施にあたられたい。

また、契約事務を統括する財務部にあつては、これらを参考としながら統一的な事務マニュアル等の策定を検討していただきたい。

ア 契約方法の見直しについて

同様の業務において、毎年度、プロポーザル方式により契約している状況が見受けられたが、複数回の契約によりノウハウが蓄積されている、あるいは提案要素が乏しくなっているなど、仕様の確定および予定価格の積算が可能となった場合には、競争入札への移行を検討していく必要があると考える。

イ 事業者の募集・周知について

(ア) 募集要項への記載事項について

所管部局で作成している募集要項について、最低限求めるべきであるとする本市の競争入札参加資格要件の記載や、長期継続契約である場合の予算措置に関することなどの特記すべき事項の記載がないものが見受けられた。

募集要項は、プロポーザルへの参加を希望する事業者にとって重要な資料であるため、周知すべき事項を網羅する必要があることから、記載もれのないよう留意のうえ作成されたい。

また、募集要項の重要性を考慮し、記載すべき基本的な事項を整理したうえで、標準例等を示すことが望ましいと考える。

(イ) 参加資格要件の確認について

参加資格要件の具備を証する書類（以下「附属書類」という。）の提出を求めず、誓約書のみをもって確認しているものが見受けられたが、本市の競争入札参加資格を有していない事業者も参加可能とする場合は、入札参加資格審査と同等の書類を求めて確認する必要があると考える。

(ウ) 参加表明書の位置付けについて

企画提案書の提出前に資格要件審査を実施しなかったため、結果的にプロポーザルへの参加資格要件を満たさない者が企画提案書を提出していたものが見受けられたが、事務の効率化や提案者および発注者双方の負担軽減を図る観点から、基本的に

は企画提案書の提出前に参加表明書および附属書類の提出を求め、資格要件審査を実施することが望ましいと考える。

また、今後の選定事務の効率化のため、企画提案書の提出前に参加表明書を求めているものの中には、参加表明書と企画提案書の提出時に一部の附属書類を重複して求めているものが見受けられたが、同様の観点から、附属書類は企画提案書を提出させる際に一括して求めるなどの方法に改める必要があると考える。

(エ) 一者提案について

一者提案のものが全体の約4割であり、その原因を分析している例は少なかったが、応募者が一者の場合、複数の提案を比較して評価することができず、競争性が確保されないことから、その要因について、様々な角度から分析し、特に類似業務を継続して実施する場合は、分析結果を踏まえ必要な対策を講じたうえで、プロポーザルを実施されたい。

また、一者提案の場合でも、能力を有する者を選定し業務の品質を確保するため、あらかじめ最低基準点を評価基準に定めておく必要があると考える。

ウ 評価基準について

(ア) 評価基準の策定について

評価基準の策定は、所管部局のみで行っているものが大半であったが、評価基準は、より良い提案を選定するうえで重要な要素であり、事業の目的が最大限に達成されるよう、項目および点数配分等を的確に設定する必要があり、そのためには審査を行うこととなる選定委員会に諮ることはもとより、特に専門的知識を有した外部委員に意見を求めることは有効であると考ええる。

(イ) 提案価格の評価

提案価格の評価については、価格そのものを評価しているものの、価格の妥当性を評価しているものに大別され、その方法は、

算式によるもの、選定委員の裁量によるものなど様々であった。プロポーザル方式は、単純な価格競争によらずに提案内容等の優劣をもって業務遂行能力の高い事業者を選定する目的で行うものであることから、提案価格を点数化するかどうかや、点数化する場合は、その方法や比重をどうするかなどについて、十分検討したうえで行う必要があると考える。

(ウ) 評価基準の公表について

評価基準の公表については、非公表としているものが見受けられたが、評価基準は、事業者がよりの確な企画提案書を作成するために有用であるほか、業者選定の公正性および透明性を確保する観点からも、特段の理由がない限り事前に明らかにしておく必要があると考える。

エ 選定委員会について

(ア) 選定委員会に係る規程について

選定委員会の審議事項を定めた規程を設けていないものが見受けられたが、企画提案書の審査においては、公正性および透明性を確保する必要があることから、何らかの規程により、審議事項をはじめとした選定委員会に係る必要事項について、あらかじめ定めておく必要があると考える。

(イ) 選定委員会の委員構成について

市職員のみで選定委員会を構成しているものが見受けられたが、構成員に外部委員を含めることは、専門的・客観的な意見等により選定委員会の形骸化を防ぎ、公正性および透明性の確保がより図られるほか、特に専門的な判断を踏まえた評価が必要と認められる事業においては、学識経験者や専門家等の意見が反映できることから、外部委員の採用について積極的に検討する必要があると考える。

(ウ) 選定委員名の公表について

選定委員名については、非公表としているものが大半であったが、透明性の確保を図るため、特段の理由がない限り委員名

は公表することとし、さらに提案者から委員への故意の事前接触防止等の観点から事後公表が望ましいと考える。

オ 選定手続きについて

(ア) 事業者の審査について

事業者の選定にあたって、提案者名を明らかにして審査を行っていたものが大半であったが、選定委員に予断を抱かせることのないよう、特段の理由がない限り提案者の名称は伏せて行うなど、審査の公正性を確保する方策を講じることが望ましいと考える。

(イ) 選定委員会からの報告について

選定委員会から事業者の選定結果に係る報告がないものが見受けられたが、選定委員会は執行機関である所管部局とは異なる組織であり、最終的に契約の候補者を決定するのは所管部局であることから、当該委員会からの報告は必要であると考え。

(ウ) 選定結果の通知・公表について

候補者に対する選定結果の通知において、契約の相手方に決定する旨を記載しているものが見受けられたが、この段階では、あくまで候補者であることに留意すべきである。

また、選定結果については、公表していないものが見受けられたが、特に公募型の場合は、その実施が公開されていることから、結果も公表することが望ましいと考える。

さらに、選定結果の通知・公表内容に相違が見られたため、通知・公表すべき基本的な事項の整理について検討する必要があると考える。

カ 随意契約手続きについて

予定価格の設定、見積書の徴取が行われていないものが見受けられたが、プロポーザル方式により業者選定する場合においても、候補者を選定した以降は、函館市契約条例（昭和39年4月1日条例第5号）等に定める随意契約の手続きに則って事務を行う必要がある。

また、募集要項等に記載の提案限度額をもって予定価格として
いるものや、応募書類として提出された見積書を随意契約手続き
における見積書としているものが見受けられたが、予定価格や見
積書は、契約の候補者との協議後、確定した仕様に基づき委託料
を積算のうえ設定または作成されるものであることから、基本的
には提案限度額や応募時の見積書とは異なることに留意されたい。

キ 提案内容の反映について

プロポーザル実施時と契約締結時の仕様書等の内容が同一であ
り、選定された候補者の提案内容が反映されていないものが見受
けられたが、プロポーザルでの事業者提案は、プロポーザルを実
施する理由であるとともに事業者を評価する重要な要素であるこ
とから、契約締結に向けた仕様書等の作成においては、選定され
た候補者と提案内容を基にした協議により内容を調整するべきも
のを考える。

また、仕様書等はプロポーザル方式による契約においても業務
を適正に履行させるために重要な役割を担うものであることから、
業務の実行性を担保するため、可能な限り仕様書等に反映するよ
う務められたい。

ク 翌年度以降の随意契約について

調査の過程において、プロポーザル方式による事業者の選定後、
翌年度以降の契約において、特命随意契約を締結しているもの
が見受けられた。長期継続契約の対象に該当しない場合でも債務負
担行為の設定により複数年に渡る契約を締結することは可能であ
ることから、今年度の定期監査においても指摘事項となっている
ように、当該契約が翌年度以降も同一業者によることを前提とし
てプロポーザルを実施する場合は、業務の目的達成のためにその
履行を確保することや経済性等の観点から可能な限り債務負担行
為の設定等による対応を検討されたい。

また、特命随意契約により契約締結する状況が継続することは、
契約の公正性および透明性に疑念を抱かせる恐れがあることから、

プロポーザル方式を採用した業務の翌年度以降の契約方法については慎重を期されたい。

別表

部局名	所管課名	No.	契約名称	契約金額(円)	契約年度		個別に改善等を要する事項
					H29	H30	
企画部	政策推進課	1	「函館TOM向上推進事業 まちを理解する小学生向けオリジナル映像」制作業務委託	9,587,160		○	
財務部	管理課	2	ふるさと納税リーフレット作成業務委託	486,000	○		
	税務室納税担当	3	公金口座振替データ交換に係るデータ伝送業務委託	1,915,920	○		
保健福祉部	生活支援第2課	4	就労準備支援事業業務委託	11,092,680	○		
環境部	日乃出クリーンセンター	5	日乃出清掃工場整備基本設計等業務委託	53,978,400		○	
		6	日乃出清掃工場運転管理業務委託	516,529,996		○	
経済部	工業振興課	7	プログラミング教室等企画運営業務委託	3,964,356	○		
		8	プログラミング教室等企画運営業務委託	4,888,240		○	
	雇用労政課	9	若手社員職員職場定着率向上研修業務委託	1,905,660		○	
		10	若手社員職員職場定着率向上研修業務委託	1,302,000	○		
		11	社会人基礎力レベルアップ研修業務委託	2,678,832		○	
		12	女性の就労可能性調査モデル事業業務委託	1,799,280		○	
観光部	観光企画課	13	観光ボランティアガイド育成業務委託	804,060	○		
		14	観光ボランティアガイド育成業務委託	1,764,000		○	
	観光誘致課	15	公式観光情報サイト運営業務委託	13,428,720	○		ア
		16	公式観光情報サイト運営業務委託	13,999,960		○	ア
		17	「函館冬季観光誘客事業」実施業務委託	8,000,000	○		
		18	イベント・物産展等参加業務委託	4,536,000		○	
	観光振興課	19	「恋人たちのまち」に係るプロモーション業務委託	1,500,000	○		
		20	「フェスティバルタウン」ウェブサイト構築業務委託	2,521,692	○		
	国際観光課	21	中国現地への冬の観光PR動画配信事業実施業務委託	1,965,600	○		
		22	中国ブロガー等招請事業実施業務委託	2,997,648		○	
		23	中国向け動画制作・配信事業実施業務委託	4,989,600		○	
		24	中国向け函館観光ライブ配信事業実施業務委託	4,976,640		○	
土木部	公園河川管理課	25	函館駅前花いっぱい業務委託	46,582,610		○	
都市建設部	まちづくり景観課	26	西部地区再整備事業基本方針検討業務委託	11,556,000		○	
	住宅課	27	市営住宅大川団地基本設計業務委託	35,856,000	○		
港湾空港部	管理課	28	函館港船舶航行安全対策検討業務委託	36,244,800	○		
教育委員会事務局 生涯学習部	生涯学習文化課	29	高齢者対象大学(亀田老人大学・高齢者大学湯川校)実施業務委託	2,592,000		○	
	文化財課	30	重要文化財旧函館区公会堂展示設計業務委託	6,480,000		○	
教育委員会事務局 学校教育部	学校教育課	31	学校ネットパトロール事業業務委託	9,696,240	○		ア
		32	学校ネットパトロール事業業務委託	9,699,764		○	ア
企業局 上下水道部	浄水課	33	赤川高区浄水場プラント設備更新整備等事業業務委託	8,344,360,000		○	
	終末処理場	34	南部下水終末処理場およびポンプ場等包括的維持管理業務委託	3,402,000,000	○		
病院局	管理部庶務課	35	市立函館病院E S C O事業業務委託	1,258,740,000	○		
	医事課	36	函館市病院局医業未収金管理回収業務委託	成功報酬制 率19.8%		○	
平成29年度合計				4,789,518,068	16件		
平成30年度合計				9,045,901,790		20件	
総合計				13,835,419,858	36件		

※合計契約金額は単価契約を除く

令和元年度（2019年度） 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体および所管部局

対象団体 一般社団法人函館国際観光コンベンション協会

所管部局 観光部

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成30年度（2018年度）における函館市旧イギリス領事館（開港記念館）の管理に係る出納その他の事務

3 監査の期間

令和元年（2019年）11月5日から令和2年（2020年）3月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記事務が法令等の定めるところにより適正に執行されているか、財政的援助の目的に沿って執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、監査の主な着眼点は次のとおり。

(1) 所管部局関係

ア 指定管理者の指定は適正かつ公正に行われているか。

イ 指定管理者の管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。

ウ 指定管理者の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。

エ 事業報告書の点検は適切になされているか。

オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、また

は指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

ア 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

イ 利用料金の設定等は適正になされているか。

ウ 施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

エ 施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

旧イギリス領事館（開港記念館）の管理業務の委託に当たっては、協定書に付属されている要領に、受託者が参照とすべき管理に関する手続、手順や報告書類などについての具体的な業務内容が定められていなかった。

受託者は、指定管理者制度導入以前から当該施設の管理を受託してきた実績などから実態として管理に問題はなかったものの、市が受託者に求めている業務と実務が乖離することも懸念されることから、業務処理要領において具体的な業務内容を定めるとともに、処理要領に基づき客観的な業務実施状況の確認や指導等により適正な施設管理に努められたい。